

## 座間市公式チャンネル YouTube 運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が動画共有サービス YouTube（以下、ユーチューブという。）を利用した動画による行政情報の配信の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブ インターネット上の動画共有サービス
- (2) チャンネル 市が投稿した動画をリスト化したページ
- (3) アカウント ユーチューブを運用するために取得した権利及びユーザー名
- (4) コメント 市が投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見

(運営主体)

第3条 市のチャンネルの運営主体は座間市とし、アカウントの管理、動画の投稿は広報主管課が行う。

2 アカウント名は座間市公式チャンネルとする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運営主体としてユーチューブのアカウント URL を、市ホームページ上に明示するものとする。

(投稿内容)

第5条 市に関する市政情報、イベント情報等に関する動画を投稿し配信するものとする。

(制限事項)

第6条 制限事項は、座間市ホームページ管理運用要綱を準用するものとする。また、座間市公式チャンネルは、コメント機能を設置しないものとする。

(免責事項)

第7条 市が投稿した動画を利用することで生じた直接、間接的な損失について、市は一切責任を負わないものとする。また、予告なく運用の変更、見直し、中止等する場合があるものとする。

(その他)

第8条 その他この要領の運用に関し、必要な事項は、広報主管課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月7日から施行する。